

## 地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

### 1 目的

本地域でのモデル調査は平成 19～20 年度に実施するものであるが、地域における漂流・漂着ゴミ対策を効果的に実施していくためには、海岸管理者、県、市町村、地域住民等の関係者が連携して海岸清掃やゴミの発生抑制を進めていくことが重要である。そこで、本調査の結果等を踏まえ、地域の実情に応じた役割分担等を明確にし、関係者の相互協力が可能な漂流・漂着ゴミ対策のあり方について検討する。

### 2 目標

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方として、本検討会では主に漂着ゴミの清掃体制・運搬処分方法について検討を進めることとし、継続的かつ円滑に清掃～処分が実施できる体制の整備に向けて、現在の課題を整理し、その解決に向けた方策を検討する。

### 3 スケジュール

本検討会における議論は以下のスケジュールに従って進める予定である。

第 4 回検討会(本会)：アウトプットのイメージ・スケジュールの共有。現状の取組の整理。報告書骨子案についての議論。

第 5 回検討会(11 月頃)：課題の整理。課題解決に向けた方策の検討。報告書案についての議論。

第 6 回検討会(2009 年 2 月頃)：報告書の作成。

## 4 報告書の骨子案

本検討会における議論は、最終的に熊本県地域検討会報告書として取りまとめる。同報告書の骨子(案)を表 1に示す。

<p>漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 熊本県地域検討会報告書骨子(案)</p>
<p>第 章 熊本県天草地域における調査の概要</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 調査の目的</li><li>2. 概況調査</li><li>3. クリーンアップ調査</li><li>4. フォローアップ調査</li><li>5. その他の調査</li><li>6. 検討会の実施</li></ol>
<p>第 章 熊本県天草地域の漂流・漂着ゴミに関する技術的知見</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 熊本県天草地域における漂着ゴミの量及び質について</li><li>2. 熊本県天草地域における主要な漂着ゴミの発生源の推定について</li><li>3. 熊本県天草地域における効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法について</li><li>4. その他</li></ol>
<p>第 章 熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 熊本県天草地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 海岸清掃の体制</li><li>(2) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策</li></ol></li><li>2. 熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 相互協力が可能な体制作りにについて</li><li>(2) 海岸清掃の体制</li><li>(3) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策</li><li>(4) その他</li></ol></li></ol>

表 1 熊本県地域検討会報告書の骨子(案)

## 5 各主体の役割分担

漂流・漂着ゴミ対策のあり方を検討するためのたたき台として、関係機関・団体毎に現在想定される一般的な役割分担を図 1に示す。

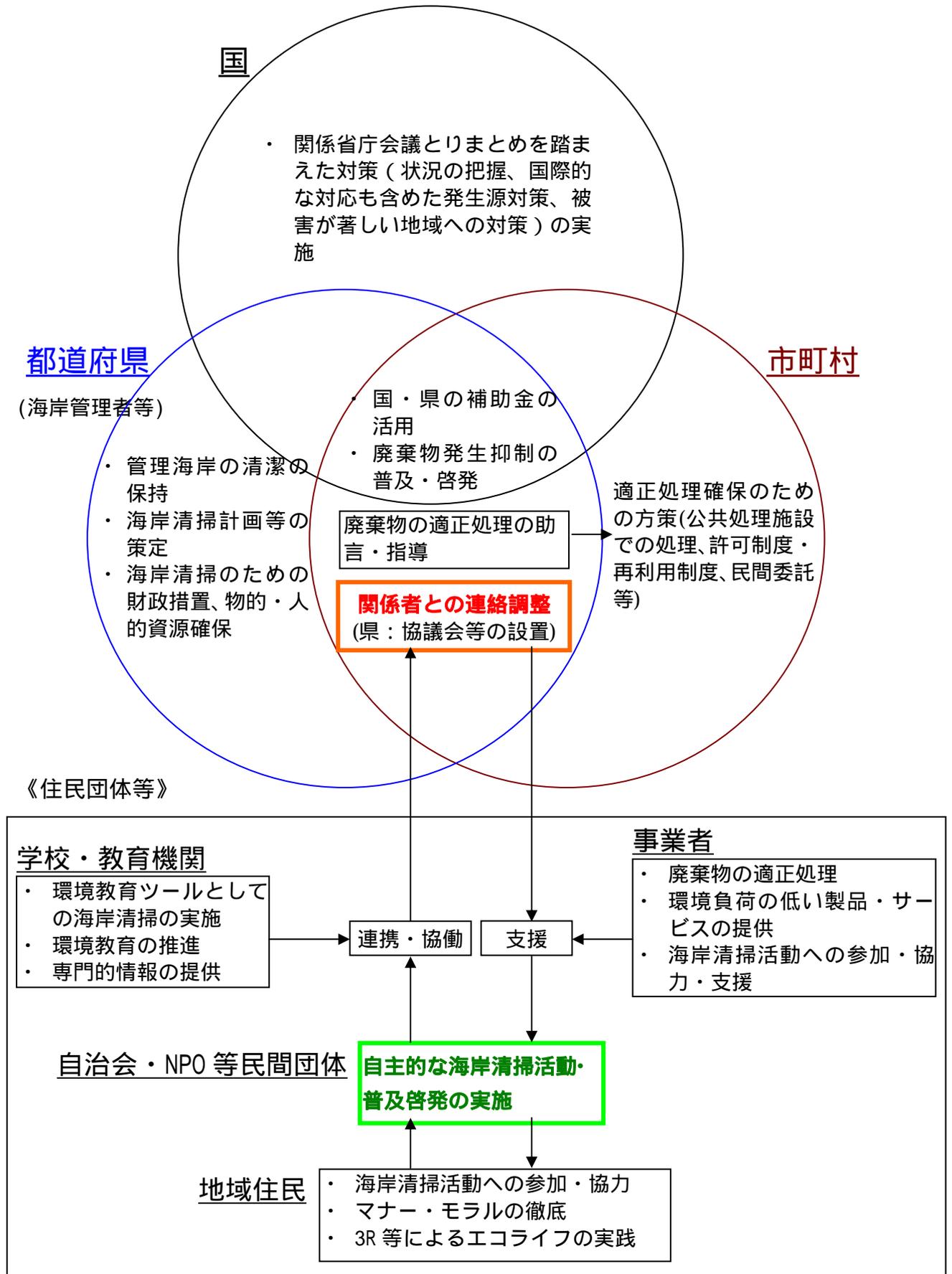


図 1 関係機関・団体の役割分担(案)

## 6 清掃活動の現状と課題

### 6.1 当該地域の現状と課題について

本調査を通じて明らかとなった苓北町及び上天草市における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 2及び表 3に示す。

苓北町では、民間団体、地域住民等によるボランティア活動(清掃活動)が年間数十回(平成 18 年度は 49 回、延べ参加人員 5,096 名)実施され、その中で富岡海岸を含む海岸清掃が行われている。また、町の予算で富岡海岸海水浴場の漂着ゴミの回収・運搬・処理を実施している。上天草市でも同様の活動が行われているが、その詳細については把握していない。

ボランティア活動では、漂着ゴミのうち人工物について回収し、回収された漂着ゴミは、町や市が引取り、処理施設(天草広域連合本渡地区清掃センター：苓北町、同松島地区清掃センター：上天草市)で処分している。一方、廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物として処理せざるを得ず、その収集・運搬費及び処分費は町や市の負担となっている。

表 2 苓北町における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通じて民間団体や地域住民による自主的な清掃活動が行われている。</li> <li>所定の方法で事前に苓北町に清掃計画を伝えれば、町から必要なゴミ袋が支給される。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアによる清掃活動では人工物の回収が行われ、大きな流木は回収されない。</li> <li>撤去する必要がある大きな流木は苓北町が回収する。回収にかかる費用は苓北町が負担する。</li> <li>小さな流木や木切れは清掃活動時にボランティアにより集められ、その場で苓北町が焼却する。</li> <li>回収に用いるゴミ袋は苓北町の負担になる。</li> </ul>
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアが回収・集積したゴミ袋等は、苓北町が回収する。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアが回収したゴミの収集・運搬、大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物の収集・運搬の費用が苓北町の負担となっている。</li> </ul>
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般ゴミ、資源ごみは天草広域連合本渡地区清掃センターで処分される。大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物業者により処分される。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃センターでの処分については、生活ゴミと同様に、苓北町の負担となっている。</li> <li>大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物として処分しており、その費用も苓北町の負担となっている。</li> </ul>

表 3 上天草市における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回収	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間を通じて民間団体や地域住民による自主的な清掃活動が行われている。</li> <li>・ 所定の方法で事前に上天草市に清掃計画を伝えれば、市から必要なゴミ袋と手袋が支給される。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアによる清掃活動では人工物の回収が行われ、大きな流木は回収されない。</li> <li>・ 撤去する必要がある大きな流木は上天草市が回収し、市の仮置き場に保管される。回収にかかる費用は上天草市が負担する。</li> <li>・ 回収に用いるゴミ袋と手袋は上天草市の負担になる。</li> </ul>
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアが回収・集積したゴミ袋等は、上天草市が回収する。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアが回収したゴミの収集・運搬、大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物の収集・運搬の費用が上天草市の負担となっている。</li> </ul>
処分	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般ゴミ、資源ごみは天草広域連合松島地区清掃センターで処分される。大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物業者により処分される。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃センターでの処分については、生活ゴミと同様に、上天草市の負担となっている。</li> <li>・ 大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物として処分しており、その費用も上天草市の負担となっている。</li> <li>・ 清掃センターの処理能力の問題で一度にゴミを処分できない場合がある。</li> </ul>

## 7 漂流・漂着ゴミに関連する補助金について

大量にゴミが漂着した場合の清掃活動に関する国の補助金制度としては、以下のものがある。

- ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省、資料 1）
- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省・国土交通省、資料 2）

資料 1 に示した災害等廃棄物処理事業補助金は、災害起因の海岸保全区域外の漂着ゴミの収集・運搬・処分費の 1/2 を補助するものである。また、災害起因でない場合には、海岸保全区域外の漂着ゴミの処理量が 150m<sup>3</sup> 以上の場合に対象となる。

資料 2 の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は、海岸保全区域を対象とした補助制度である。平成 19 年度に対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量(1,000m<sup>3</sup> 以上)を漂着量の「70%」から「100%」に拡充されている。

### 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分          国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物          災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分          仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分          (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p>	<p>海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)</p>
補助先	市町村(一部事務組合含む)	
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上	
	<p>降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの          暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの          高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</p>	<p>1市町村(1一部事務組合)における処理量が150m<sup>3</sup>以上のもの          海岸保全区域外の海岸への漂着          通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</p>
補助率	1 / 2	

## 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

### 1. 目的

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

### 2. 内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

